

平成 3 1 年 4 月 農業委員会定例会議事録

日時	平成 3 1 年 4 月 1 8 日 (木) 午後 3 時 0 0 分～	
場所	さぬき市寒川農村環境改善センター 2 階多目的ホール	
	議事録署名委員の指名について	
日程第 1	諸報告	
日程第 2	農地法第 3 条に基づく申請審議について	(会長提出議案第 1 号～ 5 号)
日程第 3	非農地証明願いについて	(会長提出議案第 6 号～ 1 0 号)
日程第 4	農地法第 4 条に基づく申請審議について	(会長提出議案第 1 1 号～ 2 3 号)
日程第 5	農地法第 5 条に基づく申請審議について	(会長提出議案第 2 4 号～ 4 5 号)
日程第 6	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第 4 6 号)
	農用地利用配分計画について	(会長提出議案追加第 1 号)
日程第 7	農業経営改善計画の審査について	(会長提出議案第 4 7 号)
日程第 8	その他	
出席委員	1 楠 豊 2 蓮池秋男 3 上野壽雄 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 大塚ノブ子 8 岡村義弘 10 神野 太 11 佐藤恭一 12 芳竹和政 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 18 松原俊幸 (会長)	
欠席委員	9 小川義洋 17 岩崎治樹(会長職務代理者)	
事務局	藤井浩事務局長 山下智資課長補佐 北野茂雄課長補佐 脇谷哲士主任主事	
農林水産課	杉浦寿課長補佐	
農地機構	谷口孝農地集積専門員 松岡一海農地集積専門員	
傍聴者	無	

議長（会長）	<p>定刻が参りましたので、只今から4月定例会を開催します。 時候の挨拶。</p> <p>本日提案いたします案件については、事前に各地区で現地確認調査をしていただいていると思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の出席は18名中16名の出席で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき過半数の出席ですので成立することを宣言致します。では、議事録署名ですが私の方から指名致します。それでは14番寒川委員さん、1番楠委員さんの両委員さんよろしくお願いいたします。では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。続いて、事務局より諸報告があります。</p>
事務局	<p>農地法18条6項については、第1号、第2号ともに利用権の中途解約、使用貸借終了農地返還通知についても第3号から第7号ともに利用権の中途解約であることを報告。</p>
議長（会長）	<p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>では、日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号から第5号までを議題とし一括上程いたします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号、第5号については、経営規模の拡大、第2号、第4号については、兄弟への贈与、親子での贈与の案件で、第3号については、競売のよる取得の案件で何れも農地法第3条許可の要件を満たすものと判断されます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局からの説明が終了致しました。本議案については、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。</p>
大塚ノブ子委員	<p>農業委員、推進委員の5人で現地確認をしました。許可相当であるとの委員の意見でした。よろしくご審議をお願いします。</p>
議長（会長）	<p>続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。</p>
佐藤恭一委員	<p>事務局の説明どおりで第2号は兄弟への贈与で、第3号は、競売による取得であり問題ありません。</p>
議長（会長）	<p>続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。</p>
十河道夫委員	<p>事務局の説明どおりであり、問題ありませんので、よろしくご審議をお願いします。</p>

議長（会長）	各地区代表委員の報告が終わりました。 議案第1号から第5号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
寒川巧委員	第1号ですが、譲受人の住所がないので、表示するようには、どうでしょうか。
事務局	この方は、●●●●●●の方です。
寒川巧委員	耕作の状況はどうか。
事務局	高松市から精農審査を受けており、耕作の確認をしております。
寒川巧委員	分かりました。もう一点ですが、第2号の兄弟へ贈与ですが、譲受人は経営規模の拡大になると思います。
事務局	分かりました。
議長（会長）	他に質疑はありませんか。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号から第5号つきましてお諮りします。議案第1号から第5号についてご異議ございませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号から第5号を原案のとおり認めることと致します。
議長（会長）	日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第6号から第10号までを議題とし一括上程致します。 それでは事務局の説明を求めます。
事務局	今回の非農地証明願いの案件全体で5件あり、面積にして643.3㎡、7筆です。それでは、個別案件の説明をいたします。 議案第6号は、農機具等の保管場所のための倉庫で、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。 議案第7号も農機具等の保管場所のための倉庫で、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。 議案第8号は、昭和45年頃から40年以上耕作不能な状態が継続して山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。

議案第9号は、農地へ進入するための耕作用道路であり、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。

議案第10号は、昭和55年頃から30年以上耕作不能な状態が継続して山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。

なお、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。●●地区の代表委員から報告をお願いします。

岡村義弘委員

第6号、第7号とも事務局の説明のとおりであり、問題ありません。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

芳竹和政委員

事務局の説明のとおり、現地は山林化しており耕作不能と思われます。よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

十河道夫委員

第9号は、資料のとおりであり、第10号は、資料のとおり山林化しており農地復旧は困難と思われます。よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

各地区代表委員の報告が終わりました。

議案第6号から第10号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし。」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第6号から第10号につきましてお諮りします。議案第6号から第10号についてご異議ございませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第6号から第10号を原案のとおり認めることと致します。

議長（会長）

日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第11号から第23号までを議題とし一括上程いたします。なお今月の議案で第15号が寒川委員の関係する議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。それでは、事務局の説明を求めます。

今月の第4条の案件は除斥も含めて13件あり、面積にして10,929㎡29筆です。それでは、個別案件の説明を致します。

議案第11号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●です。農振個別除外事前協議済です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●です。

議案第12号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●です。一部無断転用で併せ利用地があります。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●です。

議案第13号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●です。無断転用で併せ利用地があります。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●です。

議案第14号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●です。無断転用です。農振個別除外事前協議済です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●です。

議案第16号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●、●●●●、●●●●、●●●●●●●●です。無断転用です。農振個別除外事前協議済です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●です。

議案第17号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●です。無断転用で併せ利用地があります。農振個別除外事前協議済です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●です。

議案第18号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●、●●●●●●●●です。無断転用で併せ利用地があります。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●です。

議案第19号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●です。無断転用で併せ利用地があります。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●です。

議案第20号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●です。併せ利用地があります。農振個別除外事前協議済です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申

請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。

議案第21号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●です。無断転用で併せ利用地があります。農振個別除外事前協議済です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。

議案第22号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3種農地判断です。転用目的は●●●●です。無断転用で併せ利用地があります。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。

議案第23号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●です。一部無断転用で併せ利用地があります。農振個別除外事前協議済です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案については、●●地区、●●●地区、●●●地区、●●●地区の関係案件ですので、地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。●●●地区からお願いします。

楠豊委員 事務局の説明のとおりであり、地区としては、認めることとしております。よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） 続いて、●●●地区代表委員から報告をお願いします。

岡村義弘委員 事務局の説明のとおりであり、問題ないと思います。

議長（会長） 続いて、●●●地区代表委員から報告をお願いします。

芳竹和政委員 第14号、第16号は、無断転用の是正であり、止むを得ないと認めることとしております。

議長（会長） 続いて、●●●地区代表委員から報告をお願いします。

十河道夫委員 長年からの無断転用の案件がありますが、地元農業委員の指導も行い、是正するものであり、内容については、事務局の説明のとおりであり、地区としては認めることとしております。ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長） 地区代表委員からの報告が終わりました。
議案第15号を除く議案第11号から議案第23号につきまして質疑等があ

	りましたらご発言を認めます。
寒川巧委員	無断転用の案件の議案書ですが、現況地目が農地になっている申請地がありますが、無断転用なので、現況は、農地以外になるのではないのでしょうか。今後検討をお願いします。
事務局	検討します。
議長（会長）	他にありませんか。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第15号を除く議案第11号から議案第23号につきましてお諮りします。議案第15号を除く議案第11号から議案第23号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第15号を除く議案第11号から議案第23号について原案のとおり認めることとし、香川県に進達致します。 続きまして、●●委員の関係する議案である議案第15号の審議に入りますので、●●委員の退席を求めます。 (●●委員 退席)
議長（会長）	それでは、事務局から説明を求めます。
事務局	議案第16号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●です。農振個別除外事前協議済です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。
議長（会長）	事務局からの説明が終了致しました。本議案については、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。
芳竹和政委員	現地を確認したところ問題ないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。 議案第15号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。

全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第26号、27号を除く議案第24号から議案第45号につきましてお諮りします。議案第26号、27号を除く議案第24号から議案第45号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第26号、27号を除く議案第24号から議案第45号について原案のとおり認めることとし、香川県に進達致します。 続きまして、●●委員の関係する議案である議案第26号、27号の審議に入りますので、●●委員の退席を求めます。 (●●委員 退席)
議長（会長）	それでは、事務局から説明を求めます。
事務局	議案第26号、27号は同一案件に関連があります。議案第26号、27号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3種農地判断です。転用目的は●●●●です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。
議長（会長）	事務局からの説明が終了致しました。本議案については、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。
岡村義弘委員	現地を確認したところ問題ないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。 議案第26号、27号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第26号、27号につきましてお諮りします。議案第26号、27号についてご異議ございませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第26号、27号を原案のとおり認めることと致します。 退席されている●●委員の着席を認めます。

(●●委員 入場)

議長（会長） 日程第6 農用地利用集積計画の審議について会長提出議案第46号を上程致します。なお、今月の議案で、整理番号22番、23番が●●委員の関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。それでは、事務局から説明を求めます。

事務局 会長提出議案46号についてご説明致します。●●委員の議案2件を除いて33件です。その内訳は、個人が13件、法人が3件、中間管理機構が17件となっています。33件のうち新規が20件、再設定が13件でございます。33件のうち、賃借権が9件、使用貸借権が24件でございます。賃借権の内訳としまして、物納が1件、現金1,000円が1件、2,000円が3件、3,000円が2件、5,000円が1件、9,000円が1件となっております。期間については、10年が10件、9年が1件、6年が10件、5年が9件、3年が2件、1年が1件となっております。以上です。

議長（会長） 説明が終わりました。質疑については、一括して質疑に入ります。質疑等のある場合は、整理番号等指定の上ご発言ください。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第46号について、整理番号22番、23番以外について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり認めることといたします。
続きまして、●●委員の関係議案である整理番号22番、23番の審議に入ります。
それでは、●●委員の退席を求めます。

(●●委員 退席)

議長（会長） それでは、事務局から説明を求めます。

事務局 委員関係議案は2件で、使用貸借権となっており、期間は2年7ヶ月と3年です。

議長（会長） 説明が終わりました。質疑等はありませんか。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長）	なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり承認いたします。退席されている●●委員の着席を認めます。
	（●●委員 入場）
議長（会長）	それでは、ただ今「農用地利用集積計画」が認められましたので、追加議案として、「農用地利用配分計画について」を上程したいと思います。いかがでしょうか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは会長提出追加議案第1号「農用地利用配分計画について」を追加提案いたします。事務局より説明を求めます。
事務局	貸付先個人が36件、法人が18件で、全て区域内となっています。設定する権利については、使用貸借権が39件、賃借権が15件となっております。期間は、2年11カ月が3件、5年6カ月が4件、5年11カ月が23件、8年11カ月が7件、9年11カ月が17件となっております。利用内容は、水稻、麦、露地野菜が中心となっております。
議長（会長）	説明が終わりました。何か質疑等はありませんか。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり承認いたします。
議長（会長）	日程第8 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第47号を議題と致します。事務局より説明を求めます。なお、今月の案件で番号3が稲田委員の関係案件になり、除斥対象になりますので、後で別審議と致します。
農林水産課	農業経営改善計画認定要領に基づく農業経営改善計画の説明。 ●●●●さん、さぬき市●●●●●●●●●●番地●、昭和●●年●月●●

(●●委員 退席)

議長 (会長) それでは、事務局から説明を求めます。

農林水産課 農業経営改善計画認定要領に基づく農業経営改善計画の説明。
●●●●●、●●●●●●、●●●●●さん、さぬき市●●●●●●●番地●、昭和●●●●●年●●●●●日生まれ、昭和●●●●●年●●●●●日生まれ、平成●●●●●年●●●●●月●●●●●日生まれです。営農類型は、ミニトマト、水稻です。
詳しくは、別紙農業経営改善計画認定申請書をご覧ください。

議長 (会長) 事務局の説明が終わりました。本議案については、●●●●●地区の関係案件ですので、地区代表から補足事項等がありましたら報告をお願いします。

岡村義弘委員 事務局の説明のとおりであり、問題ありません。

議長 (会長) 地区代表委員の報告が終わりました。
議案第47号の3番について質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長 (会長) それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第47号の3番についてお諮りいたします。異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長 (会長) それでは、原案のとおり承認することと致します。退席されている●●●●●委員の着席を認めます。

(●●●●●委員 入場)

議長 (会長) 本日の上程の議案については以上です。日程第8その他です。事務局ありませんか。

事務局 事務連絡を報告する。

議長 (会長) 以上をもちまして、平成31年4月農業委員会定例会を閉会とします。慎重なる審議をありがとうございました。

(午後4時58分閉会)

各議案の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・非農地証明願いについて
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農用地利用配分計画について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 14番

署名委員 1番